

## 第431回小野市議会臨時会提出議案の概要について

議案第38号	小野市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が一部改正され、地方公共団体情報システム機構が個人番号カードの発行主体となり、再発行に係る手数料について同機構が徴収することとなったため、個人番号カードの再交付に係る手数料の項目を削除しようとするもの。</p> <p>[令和3年9月1日施行]</p>	